

## 合理的配慮 申請の手続き

### 1. 相談

各クラスアドバイザー、ウェルネスセンターにて、ご本人の修学上の困りごと、病状や障害状況を踏まえた支援、希望する配慮などについて、随時相談をお受けいたします。

### 2. 申請

以下 3 点を各クラスアドバイザーにご提出いただきます。

- ① 「修学上の合理的配慮 申出書(様式1)」
- ② 「修学上の合理的配慮 申し出科目一覧(様式2)」
- ③ 現在通院している医療機関所定の「診断書」(直近 3 か月以内のもの)

もしくは障害者手帳等、障害の状況を示す根拠となる資料の写しなど

- \* ①②は学期ごとにクラスアドバイザーへの提出となります。
- \* ③診断書/障害者手帳等の提出は、継続申請の際、障害状況に変化がない場合は求められないこともあります。

### 3. 支援実施に向けて

特別配慮・支援協議会(学内関連部署等の教職員で構成された学生の修学支援を検討する会)にて支援内容を協議します。

### 4. 支援の開始

支援内容が決定しましたら、ご本人に学生課より通知書を送ります。また教務課より担当科目の先生方にも通知しますが、担当科目の先生方には学生ご本人から当該者であることを申し出てください。修学開始後も随時相談は継続してお受けいたします。いつでもご相談ください。